

昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関するワーキングチーム
の設置について

〔 令和元年 5 月 21 日
交通対策本部長決定 〕

- 1 令和元年 5 月 21 日開催された「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」における内閣総理大臣からの指示に基づき、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関するワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設ける。
- 2 ワーキングチームは、内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）及び内閣府政策統括官（共生社会政策担当）兼子ども・子育て本部統括官を議長とし、次に掲げる者をもって構成する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
 - 警察庁交通局長
 - 総務省大臣官房地域力創造審議官
 - 文部科学省総合教育政策局長
 - 厚生労働省老健局長
 - 厚生労働省子ども家庭局長
 - 経済産業省製造産業局長
 - 国土交通省総合政策局長
 - 国土交通省道路局長
- 3 議長は、ワーキングチームを主宰する。
- 4 構成員は、各省庁における昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する検討成果等をワーキングチームにおいて報告するものとする。
- 5 ワーキングチームの庶務は、内閣府において処理するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。